

施政方針

御所病院、町立大淀病院が相次いで、産科の休診がなされてまいりました。これにより、県南部地域における産婦人科医療体制は、非常に深刻な状況に陥ってしまいました。市といたしましても、これまでに、県立五條病院の産科再開に向け、平成18年12月および昨年5月に県知事、県議会議長等に対して要望書を提出し、更に、機会あるごとに同様の要望を行ってまいりました。

先般、今春にも県立五條病院と橋本市民病院との医療連携体制により、県立五條病院の産科が再開されるという新聞報道がありました。市といたしましても、大変喜ばしく、また大いに期待するところであり、今後もし引き続き、本体制が早期に稼働され、県立五條病院の産科が再開されるよう、精力的に要望活動を行ってまいります。

教育行政

次に、「教育行政」の取り組みについて申し上げます。社会の急速な変化に伴い、いじめや不登校問題、学力の低下、児童虐待に代表される家庭教育の低下など、子供たちを取り巻く教育課題には大変厳しいものがあります。また、特別支援教育の導入、全国一斉の学力・学習状況調査の実施、小学校への英語教育の導入、学校評価の実施とその公表など、様々な教育改革の波が押し寄せてきております。これら教育課題の克服に向けて、平成20年度における学校・園の目標を「豊かな学力の定着」、「豊かな心の育成」、「教育の質の向上」と掲げたところであります。それぞれの学校・園の

教育活動の推進にあたっては、幼児・児童・生徒の「知・徳・体」の調和を図りながら、創意工夫と特色に満ちた「魅力と活力のある学校づくり」を、更に推し進められるよう、鋭意努めてまいります。

次に、「教育環境の整備」のうち、教育の情報化への取り組みにつきましては、すべての児童・生徒のICT（情報通信技術）活用能力の向上を図るべく、これまでに、五條教育ネットワークシステム構築事業を行ってまいりました。

今後は、初・中等教育における情報活用能力の育成を図るべく、効果的なICT活用により情報教育の更なる充実に取り組みたいと考えております。

また、学校施設の耐震化につきましては、児童・生徒の安全を確保するため、建物の耐震補強改修工事を行ってまいりました。平成20年度におきましては、五條中学校および五條東中学校の耐震診断を行う予定であります。

水道事業

次に、「水道事業」の取り組みのうち、上水道事業につきましては、公営企業健全化計画に基づき、平成19年度から平成20年度までの2年間に限り、年利6パーセント以上の事業債の借り換えが国で認められました。これにより、繰り上げ償還を行い、公営企業財政の長期安定化に資すると共に、民間委託の一部見直しや上水処理の効率化等を推進し、水質基準に適合した安全で低廉な水道水を安定的に提供できるように、鋭意取り組んでま

まいります。

次に、簡易水道事業の取り組みにつきましては、白銀南地区での水道未普及地域解消整備事業が完了し、4月から試験給水を行い、順次、本格給水に移行する予定であります。事業の完成により、西吉野町唐戸ほか3自治会約64戸、160人および公共施設等が水道の恩恵に浴していただけることとなります。

今後も引き続き、白銀北地区の統合整備並びに城戸・陰地区の水道未普及地域解消整備を計画的に行うと共に、辻堂地区の水道未普及地域解消事業につきましても、実施設計・用地買収等に着手してまいりたいと考えております。

防災・消防行政

最後に、市民の生命と財産を守る「防災・消防行政」の取り組みのうち、救急業務につきましては、毎年増加する救急需要に対応するため、メディカルコントロール（医学的観点から救急隊員が行う応急処置等の質の保証体制のもと、救急救命士の養成や医療研修の充実を図り、救急隊員の資質の向上に努める）と共に、市民に対して普通救命講習を実施し、応急手当の普及啓発並びに救命処置の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、予防業務につきましては、大切な文化財を後世に引き継ぐうえで、火災等の災害に遭わないよう、1月23日からの文化財防火週間に文化財建造物の立入査察や、大型店舗等にも随時、立入査察を実施するなど、火気の取り扱いや消防用設備等の維持管理並びに防火管理体制

の強化に努めてまいりました。

また、住宅用火災警報器の設置につきましては、既存住宅には平成21年5月末まで猶予期間はありませんが、地域における消防訓練等の機会に早期の設置を指導してまいれる所存であります。

次に、防災対策につきましては、近年、大型台風や局地的な集中豪雨により、全国各地で土砂災害が頻発しております。幸い県内では大規模な災害は起きておりませんが、県内には8,000か所を超える土砂災害危険区域があります。これまで県事業により砂防事業や急傾斜地対策事業などが実施されてまいりましたが、ハード対策だけでは住民の安全が守れないことから、ソフト対策にも取り組まれることとなりました。現在、県におきまして、土砂災害警戒区域の指定に取りかかっており、本市におきましても現地調査が進められております。

更に、2月から県内でも「土砂災害警戒情報」の運用が開始されたところであり、土砂災害の危険度が高まった市町村に対し、気象庁と県が共同して発表する情報を、テレビやラジオ、インターネットなどを通して、早期に得ることが可能となりました。

市の取り組みといたしましては、平成20年度において、土砂災害や洪水の危険性、地震の揺れやすさなど、防災に関する情報や日ごろからの備えなどを記した「防災のしおり」を、市内各戸に配布し、市民の防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。